

## 第6章 施設の復旧と生活の安定

### 第1節 被災施設及び被災地の復旧

#### 1 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関する必要な事項について、以下のとおり定める。

##### (1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全を確保した上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

##### (2) 通信機器の応急復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、関係機関との通信連絡機器に被害が発生した場合には、速やかな復旧措置を講じる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により、関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

##### (3) ライフライン施設の応急復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講じる。

##### (4) 道路、漁港施設等の応急復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、漁港施設などについて、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講じる。

##### (5) 県に対する支援要請

市は、応急復旧のための措置を講じるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求めるものとする。

#### 2 武力攻撃災害の復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、速やかに公共施設の災害の実態を調査し、復旧に関する資料等の整備等を行うとともに、施設の復旧事業が早期に実施できるよう努める。

## 第6章 施設の復旧と生活の安定

### 3 計画的復興

市は、大規模な武力攻撃災害により壊滅的な被害を受けた被災地を復興するに当たって、都市構造、産業基盤等の改変を伴う大事業となることから、あらかじめ県と連携して事業を円滑かつ迅速に実施するための復興計画を策定し、関係機関との調整に努める。

また、復興のための市街地の整備改善については、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）を活用するとともに、災害に強いまちづくりについて、できるだけ速やかに住民の合意を得た上で、土地区画整備事業、市街地再開発事業等を実施することにより、安全で快適な市街地づくりに努める。

### 4 財源の確保

市は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、国、県への支援要請を行うとともに、起債の措置等を講じることにより、災害復旧事業の早期実施に努める。

## 第2節 生活の安定

### 1 住宅の確保

#### (1) 住環境の改善

市は、県と連携し、武力攻撃により住宅に被害を受けた者の住環境の改善が早期に図れるよう必要な支援を行う。

#### (2) 住宅の供給

市は、損壊した公営住宅を速やかに補修するとともに、県と連携して公営住宅の供給計画を早急に見直すことにより、被災者に対する住宅の供給を図る。

### 2 被災した児童生徒等に対する教育

市は、県と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助を行うとともに、被災した児童生徒等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧などの適切な措置を講じる。

### 3 雇用機会の確保

#### (1) 雇用の安定

市は、武力攻撃災害による離職者の把握に努めるとともに、公共職業安定所を通じて、速やかにその者の就職のあっせんを行うことにより、雇用の安定に努める。

#### (2) 職業訓練の実施

市は、被災者の就職を支援するため、県の行う職業訓練に協力する。

### 4 相談窓口の開設

#### (1) 武力攻撃被災者総合相談センターの開設

市は、被災者からの相談、問合せ等に対応するため、既存の相談窓口において対応するほか、被災地に相談窓口を一元化した県市合同の「武力攻撃被災者総合相談センター」を開設することにより、被災者がワンストップで相談できるように配慮する。

#### (2) 訪問相談の実施

「武力攻撃被災者総合相談センター」においては、被災者の便宜を図るため、窓口における相談のほか、被災地域を巡回する訪問相談を実施する。

## 第6章 施設の復旧と生活の安定

### 5 金融措置

#### (1) 地方税の減免及び徴収猶予

市は、被災者に対し、地方税法又は福井市市税賦課徴収条例により、市税の納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予及び減免などそれぞれの事態に応じて、適宜、適切な措置を講じる。

#### (2) 融資対策

市は、被災者の生活再建、被災地における産業の復興等を図るために必要な資金の融資対策を講じる。

### 6 流通機能回復

#### (1) 商品の確保

ア 市は、生活必需品をはじめ各種商品の在庫量と必要量を把握し、不足があれば、国、県、他市町村及び企業などと協議し、速やかに必要量を確保するよう努める。

イ 市は、物流の確保を図るため、市が管理する道路等について速やかな施設の復旧を行う。

#### (2) 消費者への情報の提供

市は、県と連携し、生活必需品その他の商品の価格及び需給状況の動向並びに販売場所等の必要な消費者情報を提供する。

#### (3) 各種市場、取引所などの再開

市は、県及び各関係機関と連携し、各種市場、取引所などがその施設及び設備を復旧し、速やかに営業が再開することができるよう、指導及び支援を行う。